

熊本県公報

第 1 0 8 2 5号
平成 14年 4月 15日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
熊本県雇用促進対策資金融資制度要項	(経営金融課)	1
熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	2
熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	3
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	3
熊本県産業近代化資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	3
熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	4
熊本県市場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	4
熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	4
熊本県高度化事業促進資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	4
熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項	(")	4
熊本県地域改善対象地域(同和地区)中小企業安定資金融資制度要項を廃止する要項	(")	5
道路の供用開始	(道路維持課)	5
"	(")	5
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	5
指定介護老人福祉施設の指定	(")	6
指定居宅サービス事業所の指定	(")	6
指定居宅介護支援事業所の指定	(")	6
指定居宅サービス事業所の指定	(")	6
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	7
"	(")	7
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	7
登 載 依 頼		
第 3 回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議の開催	(熊本県立高等学校入試制度検討委員会)	8

告 示

熊本県告示第 363号

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項を次のように定める。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項

(目的)

第 1 条 この要項は、県内の雇用情勢の安定を図るため、従業員を積極的に雇用しようとする中小企業者が必要とする事業資金を円滑に供給することにより、失業率の低下ひいては県内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和 25年法律第 264号)第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第 3 条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で熊本県信用保証協会(以下「協会」という。)に貸し付けるものとする。

2 協会は、県から貸付けを受けた資金(以下「資金」という。)に 100パーセントの自己資金を加えて取扱金融機関に預託するものとする。

3 取扱金融機関は、預託を受けた資金に 100パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第 4 条 前条第 3 項の取扱金融機関は、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

(融資資格)

第 5 条 融資を受けようとする中小企業者は、次の各号に定める要件をすべて備えている

ものとする。

- (1) 協会の保証対象業種となる事業を営んでいること。
- (2) 県内に住所及び事業所を 1 年以上有し、かつ、事業を 1 年以上営んでいること。
- (3) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む)がないこと。
- (5) 県税を完納していること。

(融資対象者)

第 6 条 融資の対象となる中小企業者は、次の各号に掲げる事項をいずれも満たす者とする。

- (1) 事業の拡大又は異業種への進出により、新たに正規の従業員を 1 人以上雇用することで、当該事業所全体で従業員数が 1 人以上増加していること。
- (2) 最近 6 か月以内に事業主の都合により従業員を解雇等しておらず、かつ、新たに雇用した従業員を 1 年以上継続して雇用する見込みがあること。

(融資条件)

第 7 条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1 企業当たり 5,000 万円以内。
運転資金にあつては 2,000 万円以内
- (2) 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金
- (3) 融資利率 年 2.30 パーセント以内
- (4) 融資期間 設備資金 7 年以内。うち据置期間 1 年以内
運転資金 5 年以内。うち据置期間 6 月以内
- (5) 返済方法 原則として均等分割返済
- (6) 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は 1 人以上(法人の場合にあつては、代表者を含め 2 人以上)とする。
すべて協会の保証付きとする。
- (7) 信用保証

(損失補償)

第 8 条 県は、この制度の実施のため、協会との間に損失補償契約を締結する。

(融資申込み)

第 9 条 融資を受けようとする者は、別に定める雇用促進対策資金に係る事業計画書(以下「計画書」という。)を作成し、県税に係る納税証明書を添えて、金融機関所定の借入申込書により直接取扱金融機関に申し込むものとする。

(審査)

第 10 条 前条の借入申込書及び計画書を受理した取扱金融機関は、その内容を審査のうえ協会所定の信用保証依頼書を添えて、速やかに協会に送付するものとする。なお、事前に計画書の写しを知事あてに送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申込書等の送付を受けた場合は、その内容を審査し、保証することが適当と認めた場合は、速やかに取扱金融機関に信用保証書を送付するものとする。

(歩積、両建等の禁止)

第 11 条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付してはならない。

(繰上償還)

第 12 条 本資金による融資を受けた者が、計画書の内容に反して従業員を雇用していない場合においては、当該融資に係る資金を一括して償還しなければならない。

(融資状況報告)

第 13 条 協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を翌月の 10 日までに知事に提出するものとする。

(協議等)

第 14 条 知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 364 号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項(平成 8 年熊本県告示第 384 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 3 号中「5 年」を「3 年」に、「3 年」を「2 年」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 「創業に関する明確な理念を持ち、事業計画が優良である者」

第 6 条 第 4 号を次のように改める。

- (4) 県税を完納していること。

第 7 条第 1 号中「 70 パーセント」を「 80 パーセント」に改める。

第 10 条第 1 号中「別に定める」を削り、「あつせんを行うものとする」の下に「。ただし、第 5 条第 5 号に係るものにあつては、事前に県と協議することとする」を加える。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 5 条第 3 号及び第 5 号、第 7 条第 1 号並びに第 10 条第 1 項の規定は、この要項の施行の日以後に資金の貸付けがなされたものについて適用し、同日前に資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 365 号

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中核企業育成資金融資制度要項(平成 10 年熊本県告示第 304 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第一勧業銀行、富士銀行」を「みずほ銀行」に改める。

第 5 条第 3 号中「及び市町村税」を削る。

第 6 条第 1 号イ中「応用機械産業、バイオテクノロジー産業、電子機器産業及び情報システム産業」を「新製造技術分野、情報通信関連分野、環境関連分野、バイオテクノロジー関連分野及び医療・福祉関連分野に係る事業」に改め、同条第 2 号中「応用機械産業、バイオテクノロジー産業、電子機器産業及び情報システム産業」を「新製造技術分野、情報通信関連分野、環境関連分野、バイオテクノロジー関連分野及び医療・福祉関連分野」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 4 条及び第 6 条第 1 号イの規定は、この要項の施行の日以後の資金の貸付けがなされたものについて適用し、同日前に資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 366 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項(平成 13 年熊本県告示第 326 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「及び市町村税」を削る。

第 7 条第 3 号中「 2.30 パーセント」を「 2.20 パーセント」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 7 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後に資金の貸付けがなされたものについて適用し、同日前に資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 367 号

熊本県産業近代化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業近代化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業近代化資金融資制度要項(平成 2 年熊本県告示第 245 号の 9)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県産業革新支援資金融資制度要項

第 4 条中「第一勧業銀行、富士銀行」を「みずほ銀行」に改める。

第 6 条に次の 1 号を加える。

(5) 県税を完納していること。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 4 条及び第 6 条第 5 号の規定は、この要項の施行の日以後に資金の貸付けがなされたものについて適用し、同日前に資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 368 号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業短期資金融資制度要項(昭和 49 年熊本県告示第 449 号の 2)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第一勧業銀行、富士銀行」を「みずほ銀行」に改める。

第 6 条に次の 1 号を加える。

(5) 県税を完納していること。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項による改正後の第 4 条及び第 6 条第 5 号の規定は、この要項の施行の日以後に資金の貸付けがなされたものについて適用し、同日前に資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 369 号

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県地場産業振興対策資金融資制度要項(平成 2 年熊本県告示第 245 号の 8)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

(5) 県税を完納していること。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 370 号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項(平成 2 年熊本県告示第 245 号の 12)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 号中「過去 1 年以内において、事業税又は住民税のうち賦課されたものについて」を「県税を」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 371 号

熊本県高度化事業促進資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県高度化事業促進資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県高度化事業促進資金融資制度要項(平成 2 年熊本県告示第 245 号の 10)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 県税を完納していること。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 372 号

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県貿易振興資金融資制度要項(平成 10 年熊本県告示第 306 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 号中「及び市町村税」を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 373号

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項を廃止する要項

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項（昭和 47年熊本県告示第 389号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の前日に廃止前の熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資制度要項の規定により資金の貸付けがなされたものについては、なお従前の例による。

熊本県告示第 374号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 15日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	下益城郡砥用町大字洞岳字洞岳 56番 1 地先から 同 所 同 字 61番 2 地先まで	60.0	単 防 災

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 15日

熊本県告示第 375号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 15日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 8 7 号	阿蘇郡小国町大字黒淵字獺 6162番 地先から 同 所 字神ノ前 6249番 1 地先まで	250.0	国 道 改

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 15日

熊本県告示第 376号

介護保険法(平成 9 年法律第 123号)第 41条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
室原デイサービス 熊本市国府一丁目 11番9号	医療法人 室原会	平成 14年4月1日

熊本県告示第 377号
介護保険法(平成9年法律第 123号)第 48条第 1 項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
特別養護老人ホームこもれび 下益城郡中央町大字佐保 338番地	社会福祉法人 伸生紀	平成 14年4月1日

熊本県告示第 378号
介護保険法(平成9年法律第 123号)第 41条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターこもれび 下益城郡中央町大字佐保 338番地	社会福祉法人 伸生紀	平成 14年4月1日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイこもれび 下益城郡中央町大字佐保 338番地	社会福祉法人 伸生紀	平成 14年4月1日

熊本県告示第 379号
介護保険法(平成9年法律第 123号)第 46条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センターこもれび 下益城郡中央町大字佐保字中原 338番地	社会福祉法人 伸生紀	平成 14年4月1日

熊本県告示第 380号
介護保険法(平成9年法律第 123号)第 41条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム三和苑 熊本市城山下代町 136-3	医療法人 三和会	平成 14年4月1日
グループホーム草佳苑 菊池市深川 400	医療法人社団 念人会	平成 14年4月1日

グループホームグリーンライフヴィ ラ荒尾 荒尾市本井手 1480-26	医療法人社団 聖和会	平成 14年 4月 1日
グループホームみどり 阿蘇郡西原村布田 845	社会福祉法人 成仁会	平成 14年 4月 1日
グループホームグリーンヒルみふね 上益城郡御船町木倉 1720-6	社会福祉法人 恵寿会	平成 14年 4月 1日
グループホーム氷川 八代郡東陽村南 762-1	社会福祉法人 東泉会	平成 14年 4月 1日
グループホーム龍ヶ岳 天草郡龍ヶ岳町大字大道 158番地	社会福祉法人 鶴亀会	平成 14年 4月 1日

公 告

熊本県公告第 342号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町御代志字池の本 1587番 4
434.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字御代志 1587番地 4
中村 充成

熊本県公告第 343号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市高浜字北ノ後 255番 2の一部、同 255番 5の一部、同 255番 6の一部及び同
255番 8
242.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市万田 573番地
原田 高広

熊本県公告第 344号

土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 87条の 3第 1項の規定に基づき、県営小宮
地新田地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路、区画整理)計画を変更したの
で、同条第 6項で準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計
画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立て
られたい。

平成 14年 4月 15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営小宮地新田地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路、区画整理)変更
計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 16日から平成 14年 5月 16日まで
- 3 縦覧場所
新和町役場

登 載 依 頼

熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会 公 告 第 3 号
第 3 回 熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 し ま す 。
な お 、 当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 は 次 の と お り で す 。

平 成 1 4 年 4 月 1 5 日

熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会
会 長 米 沢 和 彦

- 1 日 時
平 成 1 4 年 4 月 2 3 日 (火)
午 前 1 0 時 か ら 正 午 ま で
- 2 場 所
熊 本 市 水 前 寺 一 丁 目 3 3 の 1 8
水 前 寺 共 済 会 館 芙 蓉 の 間
- 3 議 題 (予 定)
 - 1 平 成 1 5 ・ 1 6 年 度 入 試 制 度 に つ い て
 - 2 そ の 他
- 4 傍 聴 者 の 定 員
1 0 人
- 5 傍 聴 手 続
会 議 の 傍 聴 手 続 は 、 午 前 9 時 3 0 分 か ら 午 前 9 時 5 0 分 ま で 会 議 の 会 場 入 口 に お い て 行
い 、 検 討 委 員 会 の 会 長 が 認 め た う え で 、 事 務 局 の 案 内 に よ り 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で
き ま す 。 た だ し 、 受 付 終 了 時 点 で 定 員 を 超 え る 希 望 者 が あ っ た 場 合 は 、 抽 選 に よ り 傍 聴
者 を 決 定 し ま す 。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会 事 務 局 (熊 本 県 教 育 庁 高 校 教 育 課)
(電 話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 内 線 6 6 6 8)